# 構造改革特別区域計画書

# 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上高井郡小布施町

# 2 構造改革特別区域の名称

信州おぶせ緑のかけ橋特区

# 3 構造改革特別区域の範囲

長野県上高井郡小布施町の全域

# 4 構造改革特別区域の特性

小布施町は長野県の北部、通称善光寺平の北東部に位置し、東西 5.7km、南北 4.8km、総面積は 19.07 k ㎡で、役場を中心に半径 2 km の円内に全ての集落が入る小さな町である。

土地は松川扇状地の洪積層と千曲川流域の沖積層からなり、町の南東部が高く北西部に緩やかに傾斜している。千曲川と平行して走る国道 18 号線、高速道路側道、国道 403 号線、北信濃くだもの街道などが重要な幹線となっている。上信越自動車道須坂長野東IC・信州中野ICの開通や長野新幹線の開通により、首都圏をはじめ全国各地との距離が急速に短縮した。

小布施町の農業は、雨が少なく昼夜・年間の寒暖の温度差が大きい中央 高地型の内陸性気候であり、これに適した果樹(りんご・ぶどう・桃・栗・ 梨等)が主力に栽培されている。

しかし、近年の外国産農産物の輸入増加や景気の低迷による消費の減退併せて農業従事者の減少と高齢化が進む中で、平成 12 年の耕作放棄地は19.4ha であり、町内の経営耕地に占める割合は2.7%であった。平成7年調査の14.3ha、1.7%と比較するとそれぞれ増えてきており、今後も増えるものと予測される。

遊休荒廃農地の増加は、雑草の繁茂、病害虫の発生源となることなどにより近隣農地へ悪影響を及ぼし、農地の集団的利用の阻害要因になるなど、 農業経営の現場から様々な問題を巻き起こしている。 また、豊な田園風景の景観を損ね、農村地域から活力を奪い、食糧の安 定供給や国土保全の観点からも大きな懸念材料となり、その発生防止と解 消・有効活用は緊急の課題となっている。

農業従事者の高齢化や兼業化により、今後担い手農家が減少すると予測される中、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るために、遊休農地の解消は大きな課題であるが、担い手農家への利用集積だけでは限界があり、都市消費者の活用や新規就農者の確保など多様な担い手農家の新たな参入による農地の保全と有効活用を図っていくことが重要である。

小布施町には、江戸時代の浮世絵師「葛飾北斎」の肉筆画を展示した北 斎館をはじめとする数多くの美術館や博物館があり、また先進的なまちづ くりや街並み整備等により、県内外から年間 120 万人を越える人たちが訪 れている。これらの消費者を「農業」の分野へも引き付け、農産物販路拡 大による所得の向上及び地域の活性化を図るための施策を講ずる必要があ る。このため、農作業体験や農村体験、<u>おすそわけ農園</u>及び農産物加工 体験等数多くの体験メニューを用意し、通過型体験農業から宿泊の伴う滞 在型体験農業を推進し、生産者と消費者の交流による地域の活性化を目指 していく。農家に泊ることにより、さらに深い交流ができるものと期待さ れ、小布施人との親戚付き合いを進めていく。

体験農園や交流農園、おすそわけ農園等消費者自らが体験し、地元農家 と交流できるシステムを構築する。

農業・農村という豊かで恵まれた地域資源の中から"にぎわい"と"交流"を生み出すことによって、小布施町の集客産業(ビジターズ・インダストリー)の更なる発展を目指すものとする。

#### おすそわけ農園

希望する消費者をりんごやぶどうの樹のオーナーとして登録し、農作業を 体験する。秋には収穫された農産物を農家からおすそわけする制度。

# 5 構造改革特別区域計画の意義

小布施町において今後農業振興を進める上で、農産物の消費拡大を図る ためには都市消費者との様々な交流が不可欠であると考えており、生産者 と消費者との宿泊を伴う滞在型交流により地域の活性化を目指すために農 家民宿を推進する。

全国的にも都市と農村が双方で行き交うライフスタイルが広く浸透しつつあり、農家民宿により、農作業体験や加工体験、満天の星空の下での夜なべ談義や自分で収穫した新鮮な朝採り野菜を使った朝食、虫捕り、魚釣りなど「地産地消」「スローフード」の取り組みなど日常生活では体験できないことが可能となり、農業農村及び農産物への理解が一層深まるものと期待される。

また、近年消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まる中、生産地の土づくりや減農薬への取り組み、循環型農法の推進などを消費者との交流を進める中で積極的にPRU、消費者の理解を得る中で有利販売を目指し、農産物の消費拡大につなげる。

# 6 構造改革特別区域計画の目標

小布施町には多くの人たち(年間約 120 万人)が訪れているが、通過型観光地であるため、観光客と農業との接点が少ない。りんごやぶどうのもぎ取りや農産物の直売所程度である。農業や農村、農産物への理解を高めてもらうためには、長い時間小布施町に滞在してもらうことが必要であり、このために農家に泊り農作業体験などが出来る数多くの体験メニューを用意し、滞在型の交流事業を進めていく。

長い時間滞在するには当然宿泊を伴う場合があるが、当町には宿泊施設が少ない(4施設・14部屋)ため、農家での民宿を進めていくものである。

農家に泊り農作業体験や農産物加工体験、夜なべ談義や野菜の朝採り体験、「スローフード」「スローライフ」の体験などホテルや旅館ではできないことを体験することが可能になる。現在の農業生産や出荷・販売体制の構造改革を進めるものである。

- (1)構造改革特別区域法の特例措置を適用し、農家民宿における簡易な消防 用設備等の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消 防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用され、民宿に取り組む農家 が増え、都市消費者と滞在型の交流がさらに進むものと期待される。
  - リピーターや小布施ファンを増やし、親戚付き合いを目指していく。
- (2)都市消費者と農村の交流事業の実施により、地域住民や農地所有者が指導者として体験者(都市消費者)と交流する機会が増え農産物の消費拡大に結びつき、これにより担い手農家の育成と地域の活性化につなげていく。

また、安全で安心な農産物生産のための減農薬・減化学肥料への取り組みを、消費者に積極的にPRしていく。

受け入れ体験メニュー

#### 農業体験

く り 栗拾い

りんご 摘果・袋かけ・葉つみ・収穫

ぶどう 房切り・摘粒・袋かけ・収穫

も も 摘蕾・袋かけ・収穫

米 田植え・稲刈り・脱穀

加工(郷土料理)体験

栗菓子加工・ジャム加工・漬け物・おやき・アップルパイ等

# 農村体験

押し花・わら細工・竹細工・木工・魚釣り・町内散策等等や

(3) 農業体験や農産加工体験・農村体験等を通じ、多くの都市消費者が農村 へ訪れることにより、地元住民の農業生産に対する意欲が高まることが期 待され、遊休農地を活用したホビー的な農業者や新規就農者の確保を目指 していく。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### (1)都市消費者との交流促進

農作業体験やおすそわけ農園、農産加工体験等を行い、通過型農業体験から宿泊を伴う滞在型農業体験が可能なメニューを用意する。これにより都市消費者が農村に滞在し、農業農村への理解を深めるとともに地元農産物の消費拡大など、新たな販路開拓につながり、やる気のある担い手農家や新規就農者の確保が図れる。

また、農業・商業・観光等がそれぞれの分野で連携し、互いの相乗効果 を高める6次産業(総合産業)の推進につなげる。

消費者との交流を新しい『小布施方式』として定着させ、小布施人と親 戚付き合いをするファンやリピーターを確保し、「小布施町の農産物なら安 全で安心」として購入してくれる消費者を増やしていく。

交流者数 現状 200 人 目標...平成 20 年度 2,000 人 農家民宿 現状 0 戸(希望農家 10 戸) 目標...平成 20 年度 50 戸

#### 事業効果

消費者から消費者へ口コミ宣伝による評価の高まり

スローフード・スローライフへの理解

朝採り野菜の栽培面積の増加(遊休農地の活用)

アスパラガス 1.6 分 2.5 分 その他野菜 0.9 分 2.5 分

#### 農産物の販路拡大

贈答・宅配の増加が見込める

りんご 1,900 ケース 3,200 ケース ぶどう 150 ケース 450 ケース

も も 450 ケース 900 ケース

JA共選所等出荷と比較し、りんご 3,025 千円、ぶどう 412 千円 桃 756 千円の所得増加が見込める。

#### 宿泊料の収入増加

交流者数 目標 2,000 人の半数 1,000 人が宿泊すると予想し、1 人 @1,000 円で 1,000,000 円の収入増加

# (2)安全で安心な農産物の生産

安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、微生物を利用した土づくりや性フェロモン剤を使った減農薬農法の推進など、町内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、生産者の顔が見える安全で安心な農産物を消費者へ提供する体制が整備される。

# 性フェロモン剤設置面積

りんご (現状) 133.3 分 (目標…平成 20 年度) 256.0 分 桃 ( " ) 40.0 分 ( " ) 64.0 分 梨 ( " ) 16.0 分

### (3)女性や高齢者の社会参画の推進

生産者であり消費者である女性の視点から農作業体験や加工体験の指導、 高齢者の持つ熟練した技を生かした農村体験指導など、都市消費者との交 流により女性と高齢者のやりがいと生きがいにつながり、女性と高齢者の 社会参画によるまちづくりが推進される。

#### 8 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### 都市農村交流事業

農産物の消費拡大や販路開拓につなげるため、都市消費者との交流を積極的に進める。消費者との交流を新しい「小布施方式」として定着させ、小布施人と親戚付き合いをするファンやリピーターを確保し、「小布施町の農産物なら安全で安心」として購入してくれる消費者を増やしていく。このために農家に宿泊し、泊らなければ出来ない体験(夜なべ仕事や夜なべ談義、新鮮な朝採り野菜を使った朝食づくり等)や農作業体験、農村体験などを行い、農業や農産物への理解を深めていく。

また、農業のみでなく小布施町にある数多くの観光資源や文化財、食文化等も体験の中に取り入れ、町全体の集客産業(ビジターズ・インダストリー)として位置づけていく。

#### 経営構造対策事業

都市消費者と農家との交流を進め、農業農村への理解を得る中で、農産物の消費拡大につなげていく。このため、体験交流施設及び工芸作業施設、 農産物加工施設を整備する。

# 環境にやさしい農業の推進

農業生産活動に伴う環境への負荷を極力軽減し、本来農業が持つ自然循環機能を一層発揮することにより、安全安心の農産物消費を求める消費者の志向に合せた、減農薬減化学肥料の農業生産の取り組みを支援する。

# 別紙(特定事業番号407)

- 1 特定事業の名称
  - 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 信州おぶせ緑のかけ橋特区内の農家で、農家民宿を営もうとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特区計画認定の日から
- 4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、都市農村交流事業(主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験、その他農業に対する理解を深めるための活動)に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)規制の特例措置の必要性

近年のふるさと志向や自然志向の中で、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、事業実施に際しての農家の負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する 火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用され、農家民宿事業 者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の 適用は不可欠である。

# (2)要件適合性を認めた根拠

(ア)誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第13条の3第1項)において、 各客室から直接外部に容易に避難で きる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間で あっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易 に避難口まで避難できること、 農家民宿等の外に避難した者が、当該 農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ 避難できること、 農家民宿等において、その従事者が、宿泊者に対し て避難口等の案内を行うこととしていること、の全ての条件に該当する 場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯 及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、 各客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、 廊下等を通ることで、民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を通って安全に避難できる、 農家民宿等の従業員が宿泊者へ避難口の案内を行うものであり、要件を全て満たしている。

# (イ)消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、 客室が10室以下であること、 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」の要件を満たしている、 客室が10室以下である、 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること、が通報内容として明示されているものであり、要件を全て満たしている。